

フランス大革命期の憲法論における Convention の思想

——コンドルセの議論を中心に

田中 治男

「国民公会 (Convention nationale)」の名称は、フランス大革命の過程の中で、ジャコバン独裁の恐怖政治、その後のテルミドール反動といった歴史的出来事と結びついて、生々しい政治の舞台として眺められることが多いが、本稿では Convention という言葉が使われたもとの文脈に立ち返って、この問題のもつ意義を考えてみたい。これに関しては、数多の革命史叙述においても必ずしも正面から論じられているとは思えないが、憲法論や憲法史学では重要なテーマの一つとなっていると言える(注1)。筆者は、数年前にコンドルセ思想研究の一部を発表していたものの(注2)、この問題が提起される以前の段階で立ち止まったままであったので、本誌に執筆の機会を与えられたことを幸いとして、周到な準備を整えた上ではないのであるが、今後の考察の手掛かりとなる論点を示しておく試みとして、以下若干の議論を進めていきたい。

*

*

*

Convention の語は、政治史の文脈では一六八九年のイギリスの「仮議会」、一七八七年の合衆国憲法制定を準備した会議(注3)の原語としてよく知られており、フランス革命当時においてもこの用法は多くの人々の共通認識であった。

ここではまず、この語がフランス革命の政治的言説のうちに現れてくる前段階として *Assemblée nationale* の語の使用について見ておくことにする。コンドルセが一七八六年に著した『テュルゴ伝』の中で彼の構想した「王国自治体会議」を未だ「国民的会議」に至らざるものとして論評し、さらにその二年後、『地方議会の構成原理と機能についての試論』と

いう論文において「(三部会的な) 古来の形態を完成させ、より真に合法的な、より民衆的な」「国民的議會」の召集を求めるべきであると主張していたことについては、筆者の前掲論文で既に紹介しておいた。この後に書かれる二三の論文においても、この語はなお小文字で表記されているのに対して、これを大文字で表記して宣言的に使用したのは、言うまでもなく、一七八九年初頭に公刊されたシエースの『第三身分とは何か』であった(注4)。彼はこの論文の第六章で、すべてである第三身分から構成されるべき「国民議會」についての議論を全面的に展開しているが、それに先立つ第五章の冒頭で、同じ原語を用いながら、「この国民的な會議〔岩波文庫版翻訳の訳語に従う〕は三身分から出た三つの代表团に分けられるべきと主張する人々がいる」云々と、この語が当時においてなお一義的な意味をもっていなかったことを示唆しているのは注目に値する。

一七八九年五月五日に開会したいいわゆる三部会(エタ・ジュネロー)の第三部会(コミュニティン)が「国民議會」という名称を決議するのは、六月一六日にシエース自身の提案を受けた翌一七日の會議においてのことであった。それでもこの語は、第三部会の中で既に五月一三日以来の討論の中で何人かの議員によって用いられている。その論点は、三部会の当初から問題となっていた、投票は身分別に数えるか、頭数で数えるかということ、従って、各身分代表の資格審査も含めて三身分の會議はあくまでも個別に開催するのか、それとも全体會議にまとまるのかと言うことにかかわって、「国民的會議」の語が公式記録に現れる。その最初の例と思われるのは、ル・シャプリエ(国民議會の憲法委員の一人、九一年六月の結社禁止法で有名)が一三日に「公共の精神は *Assemblée nationale* の第一の必要事であり、共同の審議こそがこれを確立しうるのに云々」と述べている部分であるが(AP, t.8, p.36; MU, t.1, p.32)(注5)。この後一五日にはボワシ・ダングラス(伯爵だが、フランス南東部のアルデッシュ県から第三身分代表として選出されていた)が同じ語を使いながら、そのような全体會議を発足させるには時期尚早であり、身分間の和解と平和が必要であるとの趣旨を表明し、他の議員からも同様の留保が示されている(Ibid. p.38f; Ibid. p.33)(注6)。それでも第三部会主導の資格審査が押し進められた結果一六日のシエースの提案に至るのであるが、その前日にはミラボーが、エタ・ジュネローの語は不適切であるとして、この語を検討の対象として長い演説をしており、またこの演説の前後に、新名称をめぐって「フランス国民代表の正統にして

活動的議會」など幾つかの提案がなされ、結局シエースの提案を第一動議としてこれに圧倒的多数の賛同（四九一対九〇）が寄せられることになったのである（Ibid. p. 109f., 126; Ibid. p. 71f., 82）。

国民議會はこの後、七月七日に憲法委員会を発足させ（当初三〇名から一週間後八名に改組）、この委員会の報告を受けて、同九日に「憲法制定議會（Assemblée constituante）を名乗ることとなった。そこでこの憲法制定議會の中でも出てくる Convention についての議論との関連で、コンドルセの問題提起のもつ意義を次に考えていきたい。

Convention nationale の語が国民議會で使われたのは、八九年十二月一〇日にミラボーの提案した国民議會議員、県會議員等の任期資格制限の法案に反対して、バルナヴが「憲法のうちに経験が認知することになるであろう誤謬を匡すためには、何年かの間に une Convention nationale（国民集会とでも訳すべきか）が必要となろう」と述べているのが初めてであろうと思われる（A.P., t.10^e p.497; M.U., t.2, p.359）（注7）。そして convention がわれわれの関心としている意味で国民議會において本格的に議論の対象となるのは、九一年八月後半になって、憲法草案討議が第七編憲法令修正条項に進んだ段階になった時のことである。この間、むしろこれ以前からのコンドルセの議論をまず見ておくことにしよう。

コンドルセは八九年三月、四月の三部会選挙ではパリ市内を含む二地区で落選しているので、当然憲法制定国民議會にも議席をもっていない。九一年九月に立法国民議會に選出されるまでは、パリ市議會議員としての活動は八九年九月から翌年九月までの一期だけに止まるものの、公職としては九一年四月に国家財務部委員会に参加して国庫運営に発言権をもつ一方、所属する科学アカデミーの名において憲法制定国民議會意見書などを通じて働きかけを行うとともに、個人としては既に八六年頃から政治問題に関しても積極的に評論活動をなしており、先に紹介した『地方議會論』もその重要な表現であるが（注8）、さらに新たな憲法の内容をめぐる議論も数多く提起している。そこに含まれる幾つかの論点は筆者の前掲論文に譲るが、この際重要なのは、邦憲法を含めてアメリカの憲法制度に関する彼の認識が議論の基礎にあることである。彼の Convention 論においてこの関連は見逃されてはならないであろう。

Convention の語は一七八九年半ばに彼の三つの論考のうちに現れる。それらを収録している十九世紀に出された彼の著作集第IX巻では、「諸権利の宣言」、「モンモランシ伯爵宛書簡」、「市民による憲法批准の必要について」の順に編集されて

いるが、日付のはっきりしているのは八月三〇日および九月六日の二つの書簡だけで、他の二つとの先後関係は確定できない(注9)。三つのそれぞれについて、*convention* の語が使われる文脈および意味づけを確かめていこう。

まず「諸権利の宣言」はその前書きによるとエタ・ジェネローがまだ国民議会となっておらず、『権利宣言』の討論も本格的に始っていない時期にコンドルセ自身の立場から権利条項を提示するために書かれたものである。彼の権利条項は筆者の前掲論文でも概観した通り、人身の自由、人身の安全、財産の安全、財産の自由、自然的平等の五部に大別されるが(注10)、その最後の分節「平等を確立するに必要な諸法律」において、古い社会制度の廃絶、民刑事法における市民間の絶対的平等の確立を掲げた上で、憲法の欠缺、選挙形態の欠陥などによって生ずる事実上の不平等を匡正するために、権利宣言および憲法の修正を、立法部に委ねるのでなく、十年毎に市民全体の中から別途に少数の委員会を構成し、この委員会が審議事項をやはり市民全体の中から選びだされた *convention* (全体的なものと国家の各部局に対応する個別的なものがある) に報告するといった考えを提示している (IX, p.210f.)。

次に「モンモランシ伯爵宛書簡」であるが、彼は国民議会議員でラ・ファイエットとともにアメリカ義勇軍に参加した自由主義貴族であって、議会で憲法討議が始まった時に議場において発言権をもたないコンドルセが自分の意向を受け止めてくれる一人として信頼した人物であった。八月の書簡で彼は、「憲法は改正議会 (*l'assemblée de révision, la convention* の二つの語が同格に並べてられている) が集会すべき一定の時期と場所とを規定すべきであろう」と述べ、続けて「一七九〇年の某日などというように」とさえ付言している (IX, p.374)。かなり先走った発想であるとも言えるが、この後に国民議会レヴェルでなされる討論との関連においても見逃せない発言であろう。(第二書簡では一院制の主張や国王絶対拒否権への反対がテーマとなっているが、ここでは指摘しておくに止める。)

Convention の意義を正面から論じているものと言える「市民による憲法批准の必要について」(以下では「批准論文」として言及する) では、冒頭に「国民は憲法を直接批准する (*ratifier*) 権利を自らに留保することなく、憲法を国民に与える権力、あるいはそれを国民の名において受け入れる権力を議会に授与することができるか、それとも、自らにこの権力を留保すべきであるか」という設問を掲げ、これを検討する形で議論を展開していく。彼はまず提示された憲法に対す

る同意は、全市民が個別的になしうる場合と、各地方の代表者から成る convention による批准という形があることを示し、次いで、憲法作成と憲法批准とに区別されるべき二つの権力について、前者の役割を担うものとして convention があることを前提した上で、これのもつ権力の限界を検討する。ここでの議論は、後に取り上げる事柄との関連において抜きにできないので、その趣旨を示しておく。彼によれば、あらゆる convention の権力の限界はその条項のいずれをも侵すことのできない権利宣言にある。だが憲法的法令の限界は一世代を超えるべきではない。あらゆる法律は国民の多数によって受け入れられて総意による (unanimement regue) ものとみなされるのであるが、この承認はこの多数を形成した人々が存続している限りのもので、彼らが国民の多数を構成しなくなると、同じ価値をもたなくなる。そこで、あらゆる憲法的法律の存続期間は市民の半数が世代交代するに必要な時間を限界とすべきであって、それは成年を二一歳として約二〇年、二五歳として一八年とされる (平均寿命を考えてのこと)。convention によって作成される憲法についても同じ準則が適用されることになる (IX, p.415)。

だがコンドルセは、批准にかかわる国民の資格に関しては、年齢に止まらず、教育程度も考慮に入れる必要があると留保を付け、これを克服するために convention を段階的に積み上げていくとか、地方的に組織するとか、込み入った議論を続けているが、結論的に、市民の個人的発言権を彼らの権利に直接かわる部分に限ることによって、社会秩序の確立と維持の目的を達成するとの趣旨を示している。そして最後に、理性の進歩と法的制度の発達によって精神にもたらされる効果とが次の時代には市民の直接的意志表明の範囲をあらゆる種類の法律にまで拡大するという希望を、啓蒙哲学者に相応しく掲げている (IX, p.416f, 429f)。

この後八九年末ないし九〇年初め頃に、地方の経済問題等を扱った論文の中で、「臨時の convention は憲法にかかわる諸法律に關してだけその権力を行使し、市民の境遇には間接的影響しか及ぼさない」という表現で、この語についての言及があるが (IX, p.529)、コンドルセが Convention nationale のタイトルで論陣を張るのは一七九一年になってのことである。この背景には、彼がそれまで参加し、その機関誌に毎号のように論文を発表していた「一七八九年協会」(ミラボー、シユースらを主要なメンバーとしていた) から離れて、むしろ民主共和派的傾向をもっていた「社会サークル (Cercle soc-

「他」という当時のクラブの一つに近づいたという事情があり、そこで所信を表明する機会をもったのである(注11)。「Convention Nationales について」と題する講演は一七九一年四月一日にこのサークルの会場でなされ、その後このサークルの印刷所から刊行された。

そこでは、自由なフランスに生きる喜びを将来的に保つていくためには「自由の科学」を完成させていくことが必要であり、その原則の一つには、完成の手段をそれ自体のうちに含む憲法こそが真に自由な憲法であると考えることがなければならぬという立論から始めて、この手段のもっとも簡明な一つは「憲法を吟味し、改正するための市民の代表者からなる集会 (assemblée) を、定期的にあるいは人民の要望に応じて決められた時期に召集することであると問題提起する。この集会の語はすぐに convention と言い換えられて、それについて定期的と非定期的とのいずれをとるべきかを考量し、いずれにせよ、二十年という先の「批准論文」で提示された基準をここでも示した上で、二つの形態の集会とともに活用すべきであると述べる(X, p. 189f.)。

国民議会でもまだ憲法典の本格的議論に入っていない段階で憲法改正の方法を考えると、かなり先を行く発想と言えようが、コンドルセのうちには既に独自の憲法構想があり、それにはまた、市民自身による批准とか修正という要件も不可欠のものとして含まれていたと考えられるのである。そして同じ表題の講演は八月七日に再びジャコパン系の「憲法友の会」の集会でなされている(X, p. 207f.) (注12)。

そこには、定期的と非定期的の二種の convention について、後者が状況の必要から求められるものであり、前者は理性の発達に従って一層の完成の可能性に配慮するものだといった、切り口の異なる解説がされているが (Ibid., p. 212)、それとともに興味深い言及として次のような一節もある。それは、人が表明することのあった、convention を十分先の時点におかないとすると、フランス憲法はひっくり返されるかもしれない、自らの敵、専制と不平等との党派に希望を与えることになるという危惧である。これに対してコンドルセは、「このような反論を出す人々は理性の進歩があらゆる人心を方向づけている傾向を理解していないのだ。われわれに新しい憲法を与えるために招集される convention が自由にとって危険な権力の権威を増すことはないであろう」と述べるのである (Ibid., p. 218)。

さて四月と八月の間に六月二一日の国王ヴァレンヌ逃亡という決定的大事件があり、フランス国内には王政否定の声が一気に広がった。革命期のフランスにおける共和主義の主張は八九年当時から刊行物を通じて確認できるようになっている(注13)、コンドルセ自身は革命勃発以前からの政治的立場の共和主義的性格にもかかわらず、国王の存在そのことを否定するよりはむしろ国王に助言する途を進んでとっていたとさえ言うことができる。だが六月の事件の後、議会は王権停止を宣言し、パリや幾つかの地方の民衆は、ジャコバン・クラブやコルドリエ・クラブを通じて共和国樹立を請願した。こうした中でコンドルセも、もともとジャコバン・クラブに属していた多くの議員たちが脱退してフイヤン派を結成するのとまったく別に、自ら選んで共和政支持を表明する。その端的な表現は「共和国について、もしくは、自由の維持のために王は必要か?」と題する講演として七月初めに「社会サークル」でなされ、直ちにその印刷所から刊行されたパンフレットに認めることができる(X, p.227f.)(注14)。それでもこの段階の共和国要求は議会によって支持されるどころか、七月一七日にはシャン・ド・マルスの広場に集まった共和派民衆への議会命令による発砲、「虐殺」という事件にまで発展し、共和派と王党派の対立はこの後深刻化するものの、議会は八月八日以降立憲王政の原理を堅持したまま、憲法典の最終的審議に入る。そしてその最後の段階で憲法改正にかかわる条項が議題になり、本稿の主題である convention もまた組上に載せられるわけである。

九一年八月二九日ル・シャブリエの議題提示の演説のうちに、むしろ否定的な位置づけにおいてこの語は現れる。この問題は樋口陽一氏の前掲書で憲法の制定権と改正権をめぐる論議として周到に検討されているので、convention に焦点をおく本稿としては、何人もの議員が加わった討論の詳細はそちらに譲る(注15)。ル・シャブリエは憲法および改正委員会の報告者として、憲法の原理を状況に応じてより完成したものに導かなければならないことを認め、このための方法として五つの形を示す。彼は、おそらく委員会の議論の中で出てきた言葉なのであろうが、まず convention générale, conventions périodiques の二つを挙げ、これらはいずれも憲法を全面的に変更する権力をもつことになり、われわれ(議員)が保持し、行使してきた全権限を担うものとなるわけであって、「ばかげたこと(absurdité)」だとさえ言う。彼は結局「改正議会(Assemblée de Révision)」という名称の組織を提案するのであるが(AP, t.30, p.35f.;MU, t.9, p.530f.)。これを受けて直ぐ

に、保守的立憲王政派の論客であるマルエが、提案の中では使われていない *Conventions nationales* という言葉を用いて、これは「定期的革命」であると反論する (*Ibid.*, p. 39; *Ibid.*, p. 532.)。彼の議論は対案も含めて議事録では五頁ばかりを占めているが、その間とくに左派議員の不規則発言によってしばしば妨害されている。(彼はこれ以前八月八日に憲法草案の概要を報告したトゥーレ議員に反論して、憲法条項の修正をフランス人一人一人の諾否や非難に委ねることは認められないとする。彼によれば、人民に主権は存在するとしても、彼らはそれを直ちに「われわれに」委託しているのである [AP, t. 29, p. 264f; MU, t. 2, p. 345]。この直後に議事録に十頁余り整然と組まれているのが、ペティオンの演説(注12参照)である。これは当時における *convention* 理解のレヴェルを示すものとしても重要であろうと思われる。

ペティオンは、*convention* の語が一六〇四、〇七年のイングランド・スコットランド合同のための委員会同を始めとして、一六三八年のスコットランド教会盟約、一六四四年のスコットランドによる「自由議会宣言」、さらに一六六〇年のいわゆる「仮議会」について用いられていることを示した上で、この語の適切な用い方は、イギリスにおける一六八八年のジェームズⅡ世脱出後のいわば「自主的議会」、アメリカにおける一七七五年の大陸会議、一七八八年のいわゆる憲法制定会議にあるとする。そして彼はこれに明確な定義を与えるとして「憲法を作成し、修正するに必要な権威を人民によって賦与された会議」と呼ぶ (AP, t. 30, p. 45.)。これが必要となるのは、この時期の問題意識を反映してのことであろうが、議院内閣制の採用がない中で、大臣選任権も掌握したままの国王側の執行権力と議会の立法権力との対立から予測される混乱が多くの人々に秩序の再構築を求めさせることになるからである。ここから論を進めて、彼は *convention* の確立は憲法体制存続のための原理であり、これがあれば憲法は改善され、これなしにはよき憲法も老朽化する、と断言する。その上で、これが常設的である必要はない、(地方レヴェルの)第一次集会の要求に基づいて開催されるべきである、一定の間隔をおいて定期的に開催されるべきであるといった要件が検討される (*Ibid.*, p. 45f.)。そして最後の要件に関連して、彼は二十年を区切りとした定期的開催を主張し、次期に関しては一八〇〇年五月一日とするという規定をも含んだ設置法を提案する(演説の最後尾、法案読み上げの前の部分に、議事録編集者は「皮肉な歓声」という語を挿入している——*Ibid.*, p. 54.)。この構想の提案は樋口氏によって紹介されているのだが、残念ながらそこで言及されていないのは、ペティオンが二十年

期限について述べる直前に、先に取り上げたコンドルセの「批准論文」から三段落以上の引用をしていることである (Ibid. p.51)。しかもこの引用の前には、「今世紀最高の開明的人物の一人で、哲学者として統治の科学に携わってきた」コンドルセ (これは括弧に入っている) の言葉であることを明示している。これはもちろん両者の交流とコンドルセの影響とを示す証左であると言える。 (なお MTU, t. 9, p. 536f. はごく要約的で、歴史への言及もコンドルセの引用もない。)

しかしペティオンの提案は翌日の討論でほとんど全面的に否定され、九月三日に採択された憲法典第七編は、要約すると、次期を除く連続する三つの立法議会が一致した改正要望を出した時、第四次の立法議会が増員された議員とともに単一の改正議会を構成し云々といった規定を設けることとなる。だがこれを空文化する事態が、一年と経たないうちに出来る。九一年憲法成立後、国民議会は議員を一新した立法議会として一〇月一日に発足した。コンドルセはこの時議員資格を得るが、国民議会の決議で立候補資格を返上したペティオンはパリ市長となり、またロベスピエールはジャコバン・クラブを根拠にパリ民衆に直接訴えかける。新しい状況は、九二年四月以降フランス王室とも連携した普墺同盟軍がフランス国内に侵攻し、「祖国は危機にあり」の議会宣言で総動員体制が整えられる中、七月二十八日になって「ブラウンシュヴァイク宣言」として知られるフランス国民への最後通告的挑戦状が公表されたことで、急展開する。この背後には国王の意図があるという根拠なしとしない疑惑、そして戦争の危機に直面した人々の間の恐怖と怒りがこの時期に大きな作用を及ぼしたということは歴史家の指摘するところである。パリ民衆の間に国王廃位を求める声が高まった。ロベスピエールは七月の早い時期からこれに呼応する言論活動をしているが、二九日のジャコバン・クラブでの演説ではっきりと、国王廃位と新しい Convention nationale の召集を呼びかけている (注16)。八月三日にはペティオンがパリ四七セクシオン (全四八中) の名において立法議会の場で声明を読み上げ、王権の停止、大臣の議会による指名、そして Convention nationale の開催を要求した (AP, t.47, p. 425f.; MTU, t.13, p. 324f.)。これは特別委員会 (注17) に移送されることになったが、議会はそこまで何ら積極的対応をしない中で、八月一〇日に至り、深夜のうちからパリ民衆の蜂起が始まった。テュイルリー宮殿から議会場内に逃れた国王はそのまま保護監禁状態におかれる。警鐘と砲音の響きながら九日深夜から一〇日にかけて開かれた議会では、さまざまな議論が交わされ、特別委員の一人であるヴェルニヨは「Convention nationale と as-

semblée de révision とを混同」してはいけないなどと発言するが (AP, t.47, p. 646)、『その日のうちに、特別委員会の名で提案された「国民議会は二十一歳以上の全フランス市民（男性）を Convention nationale を形成するために第一次集會に招集する」という内容の決議がなされ (Ibid. p. 654; MU, t.2, p.382)、『翌一日付の法令として公布された。こうして先のペティオンの提案がここで生かされたと言える。この後九月中旬にかけて各地で選挙が行われ、二一日に国民公会（以下歴史上の固有名詞としてはこれを用いる）が発足した。

国民公会の任務は当然新憲法の作成であり、そこではまず多数を占めたジロンド派とこれと提携しているコンドルセが主導的地位に立つ。その憲法委員会は一〇月一日に発足し、国王裁判が同時進行している中で、翌年二月一五日草案提出に至る。いわゆるジロンド憲法草案とその後のジャコバン憲法との全面的な比較は辻村みよ子氏の前掲書に譲り、以下ではやはり Convention の条項に絞って議論をまとめておく。

正式採択に至らなかったジロンド憲法草案は長大なコンドルセの趣旨説明も含めて公式議事録に収録されているが、彼の著作集の編者も演説、権利宣言三三条、憲法本文十三編全三七〇条のすべてをその最後の巻に取り込んでいる (AP, t.58, p. 583-624; MU, t. 15, p. 456f; XII, p. 333f.)。議事録の最後にはコンドルセの他トマス・ペイン、ペティオン、ヴェルニヨ、シェースら全九名の憲法委員名が記録されている通り、この草案がコンドルセ一人の構想によるものでないことは明らかであるが、彼に代表される考え方として論点を示すことにしたい。

コンドルセは趣旨説明の中で、第一次集會に結集される市民の意志を強調し、その役割を毎年改選されるべき立法院の議員選出にあるとするとともに、法律についてもつねに新たな吟味を求め、さらには、憲法改正を任務とする Convention の開催を立法院を通じて要求する権利のあるものとする。立法院の改選が頻繁（憲法草案では一年任期とされている）であるべきなのは、こうした要求に立法院が直ちに対応しない時、市民の判断が適切に下されることができからである。こうした趣旨の上に立って、本文第九編は十六条にわたる規定をおく。それによれば、convention nationale は憲法の全面改正、部分修正いずれの要求が出された時にも開催されるものであるが、また二十年毎に立法院は見直しの指示を convention になすべきともしている。各市民は憲法の問題点を示してその開催を求める形で、また改正案に賛否の投票をする

形で、意志形成過程に参与する。立法府もこの開催を提案できるが、その場合は議員はこのメンバーになれないとする。この他に、立法府と *convention* の開催場所は二百キロばかり離れていなければならないといった制約規定（これはテルミドール後の九五年憲法も踏襲している）もおかれている。市民参加の場は第三編に詳細に規定されている第一次集会におかれることになり、これについては二回投票制に伴う煩瑣な規定が当初から批判の対象になっていたようであるが、ここでは立ち入らない（注18）。それでもコンドルセの力点が、その権利宣言の最後の第三三条の「人民は憲法を再吟味し、変更する権利をもつ。一つの世代はその法律に将来の世代を従わせる権利をもたない。公職におけるあらゆる世襲制は不条理であり、専制的である」という文言にあることは明らかであろう。他方、現行スイス憲法第一三八条以下にある一〇万名の署名を備えた国民発案に通ずるような構想はなお認められない。

このコンドルセ案の審議は、四月以降ジャコバン派との対立が激化する中で大いに難航し、そのためコンドルセは五月一日に新しい *Convention* の招集を要求する演説を議場で行ったりしている（AP, t. 64, p. 621f; XII, p. 581f）。また同案に対する不満や批判とは別に、これ以前から三百を超える憲法私案が出されたということで、そうした中でロベスピエールも四月二一、二日に人権宣言私案の骨子をジャコバン・クラブで発表し、これを充実させて二四日に国民公会壇上で三八条の宣言案として提示、さらに五月一日には憲法原則案二〇条を提示した（注19）。この間サンジュストの憲法私案も公表されたが、これを含めて *Convention* 規定をおこなっているものも二三確認できる（ボワシ・ダングラスのもの [AP, t. 62, p. 314f]、ランベールのもの [Ibid., p. 436]）。

そして五月末から六月始めにかけてのバリコミュン蜂起委員会の直接行動でジロンド派議員は逮捕され、国民公会の主導権はジャコバン派（モンタニャール）に移るとともに、六月九日には四月に成立していた公安委員会（ロベスピエールの参加は七月二七日）の一員でもあるエロ・ド・セシエルがロベスピエールのものとも違いをもつ人権宣言を前におく新しい憲法草案を提出し、早くも二四日には共和暦第一年（一七九三年）憲法として採択された。この憲法は施行されることのないまま恐怖政治の中で歴史的文書に止まることになるが、それにも含まれている *Convention* 規定は三条だけの簡潔なものである。テルミドール後の九五年憲法は憲法改正について十四条にわたる規定をおくが、これを含めその後の

数多くのフランス憲法はもはや convention の語を用いることはない。それよりむしろ、フランスの憲法体制変革はつねにクーデタか革命か戦争かの結果としてもたらされたのであった。第四、第五共和制の憲法がレフェレンダム規定を備えていることは確かであるが、この最後の移行がその時点においては、やはりクーデタの危機に直面して、憲法規定に則つてというよりは、一人のカリスマ的指導者の権威によって推進せられたことは知られている通りである。それでも第五共和制の推移は、政権におけるコアピタシオンの経験も含めて、フランス型民主主義の基礎力を示すものとなっていることは確かであろう。

* * *

アメリカではむしろ政党単位に組織されるようになっていくプライマリーやコンヴェンションの実際とは別に、フランスでは現実のものとはならなかった convention を敢えて取り上げたのは、コンドルセ政治思想研究の一環として、細部にまでわたる機構構想と、古典古代の有産有閑市民にこそ相応しいと思われるような頻繁な集会参加への要請とを含む人材と熱意に対するいささか楽観的な理想主義（これには当時のパリ民衆が発揮したようなエネルギーを制度的に誘導するという意図を憶測してよいのかもしれないが）に対して、同時代的に既に提起されていた批判はもつともであると認めた上で、なお、市民参加の合理的な仕組みを人間理性の進歩への期待を込めて綿密に考案しようとした努力は評価すべきものと考えたからである。

Convention のような制度を現在の日本で提案するのは大いに飛躍したことであろうが、それでもこの機会に、筆者としての現行日本国憲法への関心を若干披瀝しておくことで本稿の結びとさせて頂きたいと思う。と言っても、第九条のような既に広汎な議論の対象となっているテーマにここで言葉を差し挟むつもりはない。それよりも、専門家の間ではいろいろ議論されているようであるが、あまり一般的関心事になっていないと思われる二三の関連する問題に、素人考えを恐れず若干表明してみようというだけである。

一つは、現行憲法が政党政治をおよそ前提条件としていない点にある。そのため第四三条の国民代表原理が、確かに命令委任を否定した近代憲法原理に従っていることは認められるにせよ、基本的に支持ないし政策期待を基にした政党所属

の議員（候補者）への投票が議員個人の所属変更によって無効になってしまうという現実を度外視するという結果をもたらしている。もちろん政策に応じた超党派の行動や、時には新党結成、政党再編成につながる活動も「議員の自由」として認められるべきであり、すべては説明責任の上に立って次の選挙を待つというのが原則であろうが、少なくとも比例代表に対する政党拘束が任期内の議員について適用可能となるような憲法上の規定はあっていいのではなからうかというのが第一の主張である。

次に同じく政党政治を度外視している効果として、衆議院議員の法定任期中の政権交替が多数派与党の意のままになされうることである。解散は第七条の発動も含めて首相の専権事項と認められるようになっていたため、まさに昨今の状況の中で、議院内閣制の原理からして何ら問題のあることとはされないわけであるが、政権与党内におけるトップの交替が政権首班の変更につながる場合、一ヶ月以内の総選挙を必須とするというような規定があってもいいと思われる。これはかつて論議された首相公選論をとらないとしても、国民に首相信任投票の権利を与えるということになる。同時に、交替した内閣が単なる選挙管理内閣にならないためには政策マニフェストを明確に提示した態勢をとる必要があるであらうし、対抗する側にも同じ努力が求められるようが、これは憲法外的問題であると言える。

ここからさらに数歩進めて、幾世代か先の問題として一つ考えられるのは、上記のような国民意思表明の制度的保障とともに国民発案制度を導入し、これに選挙制度の合理的編成また再編成の可能性を条件として一院制に踏み切るという方向の選択である。もちろん機能の制限・明確化された第二院は工夫されてよからうが、立法部の一元化は、政治のコストのことは別にしても、討論そのものの充実につながるのではなからうか。

また日本国憲法の本文についてはしばしば翻訳（調）であると批判されてきている一方、芦田修正のような独自の手直しもあったことが認められているのは別に、第八章「地方自治」のところに第九二条に関しては本文の「地方自治の本旨」の言葉と、英文憲法における principle of local autonomy という表現とのニュアンスの違いは気になるところである。これについては日本側独自の発想によるものとする当時の直接的関与者佐藤達夫の主張（佐藤達夫著 佐藤功補訂『日本国憲法成立史』 有斐閣 平成六年 八九、一〇三、一四七頁）に対し、最近になって詳細な状況分析が提示されており

(佐々木高雄「〈地方自治の本旨〉条項の成立経緯」『青山法学論集』第46巻第1・2合併号)、問題は断定的な発言を許さない事柄のようであるが、戦後の自治行政の中で三割自治といった実態が合憲的に存続してきたのは否めない事実である。これは英文表現をたとえば「地方自律の原理」などと訳していた場合には恐らくそのままでは通らなかつたことではなからうか。(local autonomy にはアメリカの地方自治体における Home Rule Charter の意味合いがあるという指摘は首肯できるが)小原隆治「自治体政治システムの再検討序説」『年報行政研究』43 分権改革の新展開」日本行政学会編 二〇〇八年 参照)、これはいずれにせよ日本の現実からは距離のあることであつた。)今や地方分権をめぐる議論が本格化しているところで、地方自治のあるべき形を憲法上も明確化するということが求められてよいと思われるのである。

ブライマリーやコンヴェンションをそのままの形で持ち込むようなことは論外であろうが、司法の分野では裁判員制度が発足した今日、政治本来の場面にも、また憲法論議の場としても、国民の直接参加の領域がより広げられるような仕組みが考えられてもよいのではないか。これにかかわる議論が起ってくる時がいずれ到来することを期待したい。

1 樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』勁草書房 一九七三年、辻村みよ子『フランス革命の憲法原理』日本評論社 一九八九年、また浦田一郎『シェースの憲法思想』勁草書房 一九八七年も重要。

2 田中治男『コンドルセ政治思想研究』啓蒙、革命、そして、挫折を越えて―1、2、3、『成蹊法学』第四八、四九、五四号(一九八一年二月、一九九九年三月、二〇〇一年二月)。なお辻村 前掲書 一四二頁以下にはコンドルセ思想の要領を得た分析がある。

3 「それは憲法会議という名称をもつものではなく、単に連邦会議(Federal Convention)と呼ばれるものであつたことに」については斉藤真『アメリカ革命史研究―自由と統合』東京大学出版会 一九九二年 二三四頁。

4 『成蹊法学』第四八号 七六頁以下、八四頁注。なおシェースが一七八八年夏に執筆した「フランスの代表者たちが一七八九年に行使できる執行手段に関する見解」という論文の中で *assemblée nationale* の語を用いていることについては、浦田 前掲書 一三六頁に指摘がある。ただ筆者の参照した第2版一七八九年刊のバンフレットでは同書の指示する四五頁でなく四七頁に現れる。またこの語は前書き部分の四頁と七頁にすでに用いられている。

5 略語はそれぞれ Archives Parlementaires de 1789 à 1860 (Paris 1875), Le Moniteur Universel (Réimpression de Ancien Moniteur,

Paris 1840) の巻数、頁数であって、以下、革命議会の議論は本文中にこの形で挿入する。

6 ボワシ・ダングラスの議論はミシェル『フランス革命史』(Histoire de la Révolution Française, Bibliothèque de Pléiade, t.1 p. 101) を手掛かりとした(中央公論社版『世界の名著』の邦訳では省略されている)。ロジエ・シモンはAssemblée nationale の語が議会自体ではまったく用いられることなく、むしろパリ市内でシエースを支持した選挙民たちによって恐れることなく語られていたと述べているが、その典拠は示されておらず、筆者もまたこれに見合う資料を用意できていない。

7 バルナールの言葉を革命期におけるこの語の初期的使用として採録しているのは次のフランス語辞典である—Trésor de la Langue Française, Edition SNRS 1978。これ以前の事例について AP, MU を探ってみたが発見できていない。なお『十九世紀ラルース』(Larousse, Grand Dictionnaire Universel du XIX Siècle, 1866-1879 [Stakine 1982], t.V, p.33) は、同じ時期のこの語のやはり『国民的集会』とった一般的意味における用例としてミラボーの言葉を挙げているが、年月日は指示されておらず、あるいは八九年六月二三日の第三部会における国王との対立にかかわるとも推測されるものの、筆者には確認できていない。

8 『成蹊法学』第四九号 六一頁以下。主要な論点を示しておけば、黒人奴隷制批判、婦人参政権の主張を含む人権論、議会制度における一院制の主張がある。

9 Oeuvres de Condorcet publiées par A. Condorcet O'Connor et M. F. Arago, t. IX, Paris 1847 (Nouvelle impression en facsimile, 1968), p. 175f, 365f, 411f (原題省略)。『フランス国立図書館所蔵目録』は各論文の刊行当時の小冊子の形での在庫をも記録しているわけであるが、書簡以外の二論文は日付なしとしている。本著作集第一巻の付録にある『作品年代別一覽表』では「諸権利の宣言」はその他の論文も間において三つのうちでは一番後におかれている。なおこの後本著作集からの引用は、本文中に巻数をローマ数字のみで、それに頁数を付すこととする。

10 『成蹊法学』第四九号 六八頁。辻村 前掲書では 一六四、一六七頁。

11 『成蹊法学』第五四号 五頁以下、一二三頁以下。

12 これと同じ日に、同じ場所、憲法委員会委員であり、コンドルセとも近しかったベティオン (Jerome Pétion de Villeneuve) が、『国民議会議員、ジャコバン・クラブ議長』の資格で同じ主題の講演をしている。その内容は本文でこの後取り上げる議会演説とまったく同じである(最後の法令案に三条分加筆がある)ので、後者をより公式的なものとして受け止めることにした。

13 大革命二百年を期して出された六巻シリーズの翻刻版に次のものがある—Aux Origines de la République 1789-1792, Paris, EDHS, 1991。それには Guiraudet, François Robert, C. Desmoulin, Lavoquerie といった人々の著作が編集されているが、コンドルセの四月、八月の講演も第五巻に収録されている。

14 この講演の日付は著作集では七月一二日となっているが、歴史家の間では四日、八日、九日と別説がある。日付はともかく、コンドル

セ自身による新しい立場の選択についての説明は「コンドルセ 弁明のための断章（一七九三年）」田中治男訳 『成蹊法学』第五五号
八九頁以下、とくに九五頁以下参照。

15 樋口陽一 前掲書 二〇六頁以下。

16 Cf. *Oeuvres de M. Robespierre*, Phenix Edition 2000, t.IV, p.323f.

17 九二年三月に十二人で編成され、六月に二十一人に拡大された委員会で、コンドルセも有力な一員であり、立法議会の時期のジロンド派主導の中心であった。コンドルセ著作集には、彼の起草になるというところで、九月九日の日付をもつ同委員会名の「国王廃位を求めるパリ・コミューンの請願についての国民議会への報告」および「主権の権利の行使についての指示」が収録されているが、いずれもその後の事態の急変で公式印刷には付されなかったようである（X, p.521f, 531f.）。一日には「国民議会が国民公会の招集と国王の手にある執行権力の停止とを宣明した理由の説明」が彼によってなされた（AP, t.48, p.94f; X, p.545f.）。

18 辻村 前掲書 一八五頁。

19 Cf. *Oeuvres de Robespierre*, t.IX, p.454f, 459f; p.494f, 508f.

* * *

付 建国時アメリカの邦憲法における Convention 規定についてのメモ

コンドルセにとって建国時アメリカについての知識、そしてフランクリン、ジェファソンら同時代のアメリカ人との直接の交流がその政治論にも大きな影響を及ぼしていることはよく知られている（本文の注に挙げた『成蹊法学』所収論文 第四九号 六一頁以下参照）。とくに憲法問題に関して明示的には、選挙権における女性参加、一院制、また大統領権限が論及されているが、convention もまた視野のうちにあったことは、フランスにおけるその課題を展開した本文中の幾つかの論文から十分に窺われる。合衆国憲法の規定以前、一七七六年から九〇年の間に作られた邦憲法のひとつは Convention と称する会議体で準備され、かつその後の修正についてもこの語を使った明示の規定を備えている。しかも邦憲法のすべては一七八三年に仏訳されて、この時代の多くのフランス人の共有財産となっていた（Constitutions des Treize Etats-Unis de l'Amérique, traduit par L.A. Rochefoucauld d'Enville, L. A. duc de, Paris 1783/1792 ——コネティカットとロードアイランドの近代型憲法は十九世紀になってからだが、おそらくそれ以前の基本法を採用したのであろう。この翻訳は参照できていない）。以下この時期の邦憲法の convention 規定を瞥見することで、本文の問題状況の背景資料としたい。

ここで強調したいのとは逆のこととして、『独立宣言』後の最初の邦憲法であるヴァージニア憲法について、ジェファソンが『ヴァージニア覚え書』の中で、憲法自体の修正権が議会だけにあって、convention に準ずる制度の規定のないことを批判しているのはよく知られているところであらう。（中屋健一訳 岩波文庫版 二二七頁以下）この仏訳も一七八六年に l'abbé Morellet という人物によってバリで出

されている。)もつとも同州においても一八三〇年憲法の制定の際には State Convention が開催されており、またその後一八七〇年憲法第Ⅻ条および一九〇二年憲法第ⅩⅤ条では憲法修正に関して convention 開催の是非を有権者に問う投票の必要を定めている。

これに対してこの規定を当初からはつきりおいていたのは、一七八〇年のマサチューセッツ(第Ⅹ条)*、一七八四年および九二年のニューハンプシャー(最終節および第九九項)、一七八九年のジョージア(第Ⅳ条第7項)、一七九二年のサウスカロライナ(第Ⅺ条)およびデラウェア(第Ⅹ条)の邦憲法である。このうち幾つかの憲法は、五年、七年あるいは十五年の年月の後に、各地域からの代表から成る convention を招集することを定めているが、これは当時の流動的状況をも考慮に入れていることであろう。これがフランス革命時の議員や有識者に影響を与えていたとも推測されよう。それ以後の州憲法の内容、変遷、実際は本稿の任を越える。

他方、合衆国憲法第五条にある convention への言及は見逃しえないが、実際に適用されたのは、手続き上かなりの論議を伴いながら、一九三三年の修正第二一条禁酒法廃止の決定の時だけということである(大野盛直『アメリカ憲法原理の展開』 有斐閣 昭和三十一年二〇頁、檜山武夫『アメリカ憲法史研究』日本学術振興会 昭和三十三年 六六六頁以下)。

* 因みに、マサチューセッツ第Ⅹ条には to convene the qualified voters of their respective towns and plantations という言葉が、憲法改正のため一七九五年を期して州議会(general court)のなすべき仕事として使われている。ここにある convene はまさに convention の動詞形であって、ラテン語 convenire に由来し、come together, assemble の意味をもち、

(以上アメリカの邦憲法については The Federal and State Constitutions etc., Compiled and Edited by F. N. Thorpe, New York 1993 の各巻を参照。)

本稿執筆に当っては成蹊大学情報図書館の他、とくに『フランス議会議事録』(AP)の閲読について、法政大学法学部資料室の利用を許されたことに謝意を表しておきたい。